

平成 19 年 3 月 1 日
総務省統計局統計調査部
経済基本構造統計課

町丁・字を用いた調査区設定について

1 経済センサスにおける調査区設定の考え方

経済センサスの調査区設定は、以下の点について考慮した上で検討を行うこととしている。

事業所の調査区同定を正確かつ効率的に行うこと

既存の統計調査の結果等に加え、新たに行政記録等の情報から調査対象事業所を追加する際に、調査区を特定し、調査区番号を付与する事務が必要となる。

また、企業を調査単位とする調査方法の導入により、本社から得た回答を基に支社等が存在する調査区を特定し、調査区番号を付与する事務が必要となる。

これらの事務を正確かつ効率的に実施することを考慮する必要がある。

他調査事務との時期の重複による事務の負担の軽減

経済センサスは、平成 21 及び 23 年の両調査ともに当該年の 6 月～7 月の間の 1 日を調査期日（調査日）とすることとされていることから、調査区設定はそれぞれ前年の平成 20 年及び 22 年に行う必要がある。しかし、20 年には住宅・土地統計調査、22 年には国勢調査の実施が予定されているため、市町村における事務負担を考慮する必要がある。

2 町丁・字を用いた調査区設定の検討

以上の点を踏まえた上で、既存の地域単位である町丁・字を、原則としてそのまま調査区の区域とすることとする。

ただし、地域によって、町丁・字の区域は、その境界が複雑な入り組みや飛地が点在しているなど、その区域をそのまま調査区とした場合、調査員が担当地域を認識することが困難になること、また、調査員の行動範囲が広がることが想定されるため、こうした地域については、町丁・字とは別の境域を活用することも含め、その対応について検討する。